

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

### 5.3 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び所沢市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業に関連するものを表 5.3-1 に示す。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、本事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮すべき事項について、表 5.3-2(1)～(11)に整理した。

表 5.3-1 本事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成 6 年 12 月）
	埼玉県環境基本計画（平成 29 年 3 月見直し）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版） <埼玉県地球温暖化対策実行計画>（平成 27 年 3 月）
	第 2 次埼玉県広域緑地計画（平成 29 年 3 月）
	埼玉県 5 か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）（平成 29 年 7 月）
	まちづくり埼玉プラン（平成 30 年 3 月）
	第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 22 年 12 月）
	第 5 次埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成 29 年 3 月）
所沢市	所沢市環境基本条例（平成 9 年 4 月）
	第 2 期所沢市環境基本計画 改訂版（2015～2018 年度）（平成 27 年 3 月）
	所沢市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（平成 27 年 10 月）
	所沢市地球温暖化対策実行計画（平成 27 年 3 月）
	所沢市みどりの基本計画（平成 23 年 9 月）
	第 5 次所沢市総合計画 後期基本計画（2015～2018）（平成 27 年 3 月）
	所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）（平成 26 年 3 月）
	所沢市ひと・まち・みどりの景観計画（平成 23 年 7 月）

表 5.3-2(1) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)</p>	<p>○事業者の責務</p> <p>I 事業者は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>II 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。</p> <p>1 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。</p> <p>3 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。</p> <p>III 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等について環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>埼玉県環境基本計画 (平成 29 年 3 月見直し)</p>	<p>計画の期間は平成 24 年度から平成 33 年度までとし、5 つの長期的目標と、各目標に対応した、環境の保全と創造に関する施策展開の方向が示されている。</p> <p>I 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり</p> <p>1 新たなエネルギー社会の構築</p> <p>2 地球温暖化対策の総合的推進</p> <p>3 ヒートアイランド対策の推進</p> <p>II 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり</p> <p>4 廃棄物の減量化・循環利用の推進</p> <p>5 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>6 水循環の健全化と地盤環境の保全</p> <p>III 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <p>7 川の保全と再生</p> <p>8 みどりの保全と再生</p> <p>9 森林の整備と保全</p> <p>10 生物多様性の保全</p> <p>IV 安心・安全な環境保全型社会づくり</p> <p>11 大気環境の保全</p> <p>12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止</p> <p>13 化学物質・放射性物質対策の推進</p> <p>14 身近な生活環境の保全</p> <p>15 環境分野の災害への備えの推進</p> <p>V 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</p> <p>16 環境と経済発展の好循環の創出</p> <p>17 環境と共生する地域づくりの推進</p> <p>18 連携・協働による取組の拡大</p> <p>19 環境を守り育てる人材育成</p> <p>20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> <li>・供用後は、調整池を設置し、雨水が急に河川に流れ込むことの無いようにする。</li> <li>・計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。</li> </ul>

表 5.3-2(2) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までとし、目指すべき「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会の実現を目指す」の実現を見据え、廃棄物の現状分析と将来予測等を踏まえた上で、計画の目標値及び達成するための 4 つの柱を示している。</p> <p>I 平成 32 年度の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量【一般廃棄物】503 グラム〈平成 25 年度：541 グラム〉</li> <li>・ 年間の事業系ごみ排出量【一般廃棄物】48 万 8 千トン〈平成 25 年度：54 万 3 千トン〉</li> <li>・ 1 人 1 日当たりの最終処分量【一般廃棄物】44 グラム(平成 32 年度)〈平成 25 年度：49 グラム〉</li> <li>・ 年間の最終処分量【産業廃棄物】17 万 5 千トン〈平成 25 年度：19 万 4 千トン〉</li> </ul> <p>II 達成するための 4 つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 の柱 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進</li> <li>・ 第 2 の柱 廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・ 第 3 の柱 環境産業の育成</li> <li>・ 備えの柱 災害廃棄物対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・ 各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月)</p>	<p>計画の期間は 2009 (平成 21) 年度から 2020 (平成 32) 年度までとし、県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と 7 つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側：県民・事業者による省エネ・節電等の取組)を 2005 年比 21%削減する。</p> <p>【温暖化対策の 7 つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素型で活力ある産業社会づくり</li> <li>・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換</li> <li>・ 低炭素型ライフスタイルへの転換</li> <li>・ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換</li> <li>・ 低炭素で潤いのある田園都市づくり</li> <li>・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全 (CO<sub>2</sub> 吸収源対策)</li> <li>・ 低炭素社会への環境教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス (CO<sub>2</sub>) の吸収源対策として、計画地内に公園・緑地を整備する。</li> <li>・ 各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>

表 5.3-2(3) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 2 次埼玉県広域緑地計画 (平成 29 年 3 月)</p>	<p>計画の期間は平成 29 年度から平成 33 年度までとし、県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【緑の将来像と緑のネットワーク形成方針】</b></p> <p>I 緑の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</li> </ul> <p>II 緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>III 緑のネットワーク形成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の核」をいかす</li> <li>・「緑の拠点」をつくる</li> <li>・「緑の形成軸」でつなぐ</li> </ul> <p><b>【地形別の緑のあり方（台地）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるような緑を目指す。</li> </ul> <p><b>【県民・市民団体・企業等の役割】</b></p> <p>I 民有地での緑づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内における既存の緑の保全</li> <li>・敷地レベルの緑化や民間開発によるまとまった緑の創出</li> <li>・緑づくりを通じたまちづくり活動などへの展開</li> <li>・緑づくりの方向性の共有と積極的な参画</li> </ul> <p>II 公共空間での緑づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを支える緑の価値の共有</li> <li>・積極的な緑の利活用の促進</li> <li>・継続的な緑の保全管理への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の企業用集約地等に緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> </ul>
<p>埼玉県 5 か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度） (平成 29 年 7 月)</p>	<p>計画の期間は平成 29 年度から平成 33 年度までとし、分野別施策「分野 5 豊かな環境をつくる」において、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的発展が可能な社会をつくる</li> <li>・豊かな自然と共生する社会をつくる</li> </ul> <p><b>【施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に優しい社会づくり</li> <li>・公害のない安全な地域環境の確保</li> <li>・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・みどりの保全と再生</li> <li>・川の再生</li> <li>・生物多様性の保全</li> </ul> <p><b>【地域の施策（圏央道ゾーン__西部地域）】</b></p> <p>豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平地林の保全・活用</li> <li>・トラスト保全地など身近な緑地の保全</li> <li>・みどりの三富（さんどめ）地域づくりの推進</li> <li>・間伐や枝打ちなどによる適正な森林整備</li> <li>・市などと連携した水辺空間の利活用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各立地企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう、適切に配慮する。</li> <li>・計画地内の企業用集約地等に緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> <li>・供用後は、調整池を設置し、雨水が急に河川に流れ込むことの無いようにする。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>

表 5.3-2(4) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>まちづくり埼玉プラン (平成 30 年 3 月)</p>	<p>計画地及び周辺地域に関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【圏央道ゾーン】</b></p> <p>&lt;コンパクトなまちの実現&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地に医療・福祉・子育て支援・商業などの多様な都市機能の集積を図る。</li> <li>・ 中心市街地へのアクセス性を高めるなど、生活の利便性の向上を図る。</li> <li>・ 市街化区域の拡大は抑制することが原則。ただし、圏央道インターチェンジや主要幹線道路を生かした産業基盤づくりを図る場合などを除く。</li> </ul> <p>&lt;地域の個性ある発展&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源のネットワーク化を図り、地域独自の魅力を県内外に発信するなど、観光振興による地域の活性化を図る。</li> <li>・ 圏央道インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺などで産業基盤づくりを進め、雇用の場を確保し、地域の活力を高める。</li> </ul> <p>&lt;都市と自然・田園との共生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川を活用することにより「交流の場」や「憩いの場」を創る。</li> <li>・ 市民農園、観光農園など田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用後は、調整池を設置し、雨水が急に河川に流れ込むことの無いようにする。</li> <li>・ 計画地内に公園・緑地を整備する。</li> <li>・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
<p>第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)</p>	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【県土利用の基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県土の有効利用</li> <li>・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・ 安心・安全な県土利用</li> <li>・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
<p>第 5 次埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>計画地及び周辺地域は、「圏央道地域」に属しており、計画地及び周辺地域に関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</li> <li>・ 森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進めるとともに、森林ボランティア団体や企業などと連携した県民参加の森林づくりを進める。</li> <li>・ 平野部に残されている武蔵野の平地林は、その貴重な景観の保全に努める。</li> <li>・ 圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていく。また、沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。</li> <li>・ 工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・ 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の吸収源対策として、計画地内に公園・緑地を整備する。</li> </ul>

表 5.3-2(5) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)</p>	<p>周辺地域は、景観計画区域（一般課題対応区域）に属している。以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。</p> <p><b>【将来の景観像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外のあらゆる人々が、埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現</li> </ul> <p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の景観像を目指すため、基本目標を田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。</li> </ul>
<p>第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針 (H29～H33) (平成 29 年 3 月)</p>	<p>埼玉県 5 年計画 (H29～H33) に基づき埼玉の活力を高めるため、圏央道沿線地域に加え、圏央道以北地域などにおいて田園環境と調和した計画的な産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針を定めたものである。</p> <p>計画地は、基本方針における積極的に産業地誘導を検討する地域（圏央道のインターチェンジから概ね 5km の範囲）に該当する。</p> <p>産業基盤づくりの基本的方向のうち、周辺環境との調和として、以下の事項が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業地の外周に高木植栽空間を配置し、地区計画等により緑地空間の担保を図るとともに、既存の樹林地を含む場合は一定割合の保全を求める。</li> <li>・景観法に基づく埼玉県景観計画の「特定課題対応区域」や市町村の景観計画などを適切に運用し周辺環境の保全にも努める。</li> <li>・地域農業の環境整備や地域農産物の積極的な利用など、農業振興につながる仕組みづくりにも努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の企業用集約地等に緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。</li> </ul>

表 5.3-2(6) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>所沢市環境基本条例 (平成9年4月)</p>	<p>○事業者の責務</p> <p>I 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>II 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。</p> <p>III 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。</p> <p>1 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。</p> <p>3 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。</p> <p>IV そのほか、事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等について環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>第2期所沢市環境基本計画改訂版 (2015～2018年度) (平成27年3月)</p>	<p>計画の期間は平成23年度から平成30年度までとし、6つの環境目標と、各目標に対応した、環境の保全と創造に関する施策展開の方向が示されている。</p> <p>I 身近な行動から地球環境問題に取り組むまち</p> <p>1-1 地球温暖化の防止</p> <p>1-2 その他の地球環境保全</p> <p>II 3Rを実施し循環型社会を形成するまち</p> <p>2-1 ごみの発生、排出の抑制(リデュース)</p> <p>2-2 リユース・リサイクルの推進</p> <p>2-3 廃棄物の適正処理</p> <p>III みどり豊かで人と自然が共生するまち</p> <p>3-1 緑地の保全と緑の創出</p> <p>3-2 水環境の保全・回復</p> <p>3-3 生物多様性の保全</p> <p>IV 健康で安心して暮らせる環境を守るまち</p> <p>4-1 大気汚染の防止</p> <p>4-2 水質汚染の防止</p> <p>4-3 騒音、振動・悪臭の防止</p> <p>4-4 土壌・地盤の保全</p> <p>4-5 環境リスク対策</p> <p>V 快適でいつまでも住み続けたいまち</p> <p>5-1 景観・美観の保全と形成</p> <p>5-2 安心な都市空間の整備</p> <p>5-3 オープンスペースの創造</p> <p>5-4 歴史・文化的環境の保全</p> <p>VI みんなで環境づくりに参加するまち</p> <p>6-1 環境情報の収集・活用</p> <p>6-2 環境教育・環境学習の充実</p> <p>6-3 参加と協働の推進</p> <p>6-4 広域的な連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> <li>・供用後は、調整池を設置し、雨水が急に河川に流れ込むことの無いようにする。</li> <li>・計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。</li> </ul>

表 5.3-2(7) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>所沢市一般廃棄物処理基本計画（改訂版） （平成 27 年 10 月）</p>	<p>計画の期間は平成 27 年度から平成 41 年度までとし、廃棄物の発生の抑制及び発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理、また「循環型社会」の形成を目指して、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針を示している。</p> <p>【ごみ処理基本計画】</p> <p>I ごみ減量目標</p> <p>○市民 1 人 1 日あたりの家庭から排出されるごみ（集団資源回収等含む）＜家庭系ごみ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年度までに平成 25 年度比で 5%削減</li> <li>・平成 41 年度までに平成 25 年度比で 8%削減</li> </ul> <p>○1 日あたりの事業活動から排出されるごみ＜事業系ごみ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年度までに平成 25 年度比で 5%削減</li> <li>・平成 41 年度までに平成 25 年度比で 8%削減</li> </ul> <p>II リサイクル・処理目標</p> <p>○焼却処理率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総ごみ量に対して平成 31 年度までに 75%、平成 41 年度までに 70%を目指す。</li> </ul> <p>○リサイクル率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総ごみ量に対して平成 31 年度までに 30%、平成 41 年度までに 35%を目指す。</li> </ul> <p>○埋立て率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総ごみ量に対して平成 31 年度までに 2.5%とし、以降その水準を保つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>所沢市地球温暖化対策実行計画 （平成 27 年 3 月）</p>	<p>計画の期間は平成 23 年度から平成 30 年度までとし、市内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と区域施策として 4 項目が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <p>2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側：県民・事業者による省エネ・節電等の取組）を 2005 年比 21%削減する。</p> <p>【区域施策における取組み】</p> <p>I 市民・事業者の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者の省エネルギー活動に対する意識啓発と実践</li> <li>・クルマ依存型のライフスタイルの見直し（エコ・モビリティの推進）</li> </ul> <p>II 再生可能エネルギー等の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの利用促進</li> <li>・リサイクル・エネルギーの利用促進</li> </ul> <p>III 地域環境の整備及び改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用者や歩行者にやさしい交通環境の整備</li> <li>・緑地の保全や市街地の緑化による二酸化炭素の吸収源の確保</li> <li>・農地の保全と地産地消の推進</li> </ul> <p>IV 循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3R の実践による廃棄物の削減</li> <li>・適正な処理体制の整備・確保による温室効果ガスの排出量の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の吸収源対策として、計画地内に公園・緑地を整備する。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>



表 5.3-2(8) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>所沢市みどりの基本計画 (平成 23 年 9 月)</p>	<p>計画の期間は平成 23 年度から平成 30 年度までとし、市内の緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【基本方針及び施策】</b></p> <p>I みどりの保全</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然豊かな樹林地の保全</li> <li>2 樹林地と水辺地の一体的な保全</li> <li>3 生物多様性に配慮したみどりの質の向上</li> <li>4 農地の保全と活用</li> </ol> <p>II みどりの創出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、学校などの公共公益施設の緑化</li> <li>2 住宅地などの民有地の緑化</li> </ol> <p>III 公園等の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 親しみのある身近な公園づくり</li> <li>2 多くの人が集う、魅力ある公園づくり</li> <li>3 安全で快適な公園づくり</li> </ol> <p>IV みどりの活動の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 みどりを守り育てる制度の充実</li> <li>2 みどりとふれあう機会の充実</li> <li>3 みどりへの理解と意識の向上</li> </ol>	<p>・計画地内の企業用集約地等に緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</p>

表 5.3-2(9) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 5 次所沢市総合計画 後期基本計画 (2015～2018) (平成 27 年 3 月)</p>	<p>基本構想では、「所沢発 みどりと笑顔にあふれる 自立都市」を将来都市像として掲げ、「総合的に取り組む重点課題」と「8つのまちづくりの目標」の達成に向けて、施策の展開を図っていくこととしている。</p> <p>また、後期基本計画における「総合的に取り組む重点課題」の一つとして、「人と自然が共生するまち“エコタウン所沢”の実現」を掲げ、エネルギー資源に依存するライフスタイルの見直しを進め、みどり豊かな「ふるさと所沢」を守り育てる、マチごとエコタウンを創造するとしている。</p> <p>さらに、まちづくりの目標のうち、環境・自然に関しては、「豊かな自然と共生する持続的発展可能なまちをめざす」とし、以下の基本方針が示されている。</p> <p>I 環境との共生</p> <p>1-1 地球温暖化対策の推進 1-2 生物多様性の確保 1-3 環境に配慮した都市空間の整備 1-4 環境施策への参加と協働の推進</p> <p>II みどりの保全・公園の整備</p> <p>2-1 自然豊かなみどりの保全 2-2 市街地のみどりの創出 2-3 親しみのある公園の整備 2-4 市民参加によるみどりを支える仕組みの充実</p> <p>III 環境保全</p> <p>3-1 大気環境の保全と改善 3-2 水・土壌環境の保全と改善 3-3 環境リスク対策の推進 3-4 生活環境の向上</p> <p>IV 廃棄物の減量・資源の循環</p> <p>4-1 ごみの減量と資源化の推進 4-2 環境に配慮したごみ処理体制の推進 4-3 し尿の適正処理の維持 4-4 不法投棄防止対策の充実</p> <p>V 健全な水環境の保全 (河川・水路)</p> <p>5-1 河川流域の保全 5-2 総合的治水対策の強化 5-3 河川・水路機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> <li>・供用後は、調整池を設置し、雨水が急に河川に流れ込むことの無いようにする。</li> <li>・計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。</li> </ul>

表 5.3-2(10) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>所沢市街づくり基本方針(都市計画マスタープラン) (平成 26 年 3 月)</p>	<p>計画地は「三ヶ島地域」に属し、以下に示すまちづくりの目標、街づくりの方針が掲げられている。</p> <p><b>【街づくりの目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり豊かな農地の保全と住宅地の再整備によるゆとりのある誰にでもやさしい街づくり</li> </ul> <p><b>【街づくりの方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い街づくり（地区防災拠点、緑地帯、消火活動・避難活動を支える道路の整備に努め、災害に強い街づくりを進める。）</li> <li>・生活利便性の向上（狭山ヶ丘駅周辺への商業・サービス施設を誘導し、活気のある地域生活拠点の形成を図る。また、公共公益施設などの整備・充実を進め、子どもから高齢者、障害者などすべての人が快適で暮らしやすい街をめざす。）</li> <li>・豊かな自然を活用した良好な住環境の創出（豊かな自然を大切にするとともに、これらの自然を生活空間の中に取り入れ、快適で良好な住環境の創出をめざす。）</li> <li>・地域内の交通体系の確立（車の流れの円滑な処理や歩行環境の向上を図るため、幹線道路の整備とともに、地域内の生活道路網の体系を確立し、整備・改善を進める。）</li> <li>・地域の特性をいかした土地利用（都市機能の無秩序な拡散防止と自然環境との共生に配慮しながら、交通の利便性をいかし、地域の活性化を図るため、計画的かつ適正な土地利用をめざす。また、既存の工場集積地については、周辺の住環境や自然環境との調和に努め、操業環境の充実を図る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の企業用集約地等に緑化を進めるとともに、計画地内の公園に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> <li>・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>

表 5.3-2(11) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>所沢市ひと・まち・みどりの景観計画 (平成 23 年 7 月)</p>	<p>「ひと・まち・みどり」わたしたちが織りあげるところざわ」を景観像として掲げ、以下の 5 つの基本目標を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所沢らしさが感じられる、自然と歴史を大切にしたい良好な景観の形成</li> <li>2. いつまでも住み続けたい住宅地の良好な景観の形成</li> <li>3. 駅周辺を拠点とした、にぎわいのある良好な景観の形成</li> <li>4. 親しみのある公共施設による良好な景観の形成</li> <li>5. 市民一人ひとりの身近な取り組みによる景観まちづくり</li> </ol> <p>また、所沢らしい良好な景観の形成を総合的に進めるため、景観計画区域は所沢市全域とし、景観特性等により、3 つのゾーンに分けて、各ゾーンの目標及び方針を設定している。なお、計画地及びその周辺地域は、「農地・丘陵地景観ゾーン」に区分されている。</p> <p>【ゾーン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりや地形等の保全・活用を図った農地・丘陵地の景観の形成</li> </ul> <p>【ゾーン方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりを保全した農地・丘陵地の景観の形成</li> <li>・地域の特性に応じてみどりを活用した農地・丘陵地の景観の形成</li> <li>・地域の環境と調和した幹線道路沿いの景観の形成</li> <li>・柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川沿いの景観の形成</li> <li>・みどりが美しく映える色彩による景観の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内に公園・緑地等を整備し、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。</li> </ul>

## 5.4 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域

### 5.4.1 法律または条例の規定により指定された地域

計画地は、図 2.3-1 及び写真 2.3-1 に示すとおり、所沢市の西端部に位置し、入間市に接する林一丁目の一部である。

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、計画地及びその周辺地域（計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲）における指定状況を表 5.4.1-1(1)～(2) に整理した。

計画地は、特定猟具使用禁止区域（銃）、河川区域、地下水採取規制区域、市街化調整区域、農用地区域、景観計画区域（農地・丘陵地景観ゾーン）に指定されている。

表 5.4.1-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	計画地 周辺地域		
自然 保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立・都立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
			—	○	東京都自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産	—	—	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
		—	×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		緑地保全地域	—	×	東京における自然の保護と回復に関する条例
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		保全配慮地区	×	○	所沢市みどりの基本計画
		緑化重点地区	×	○	
		保護樹林	—	×	入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例
		ふれあい緑地	—	×	狭山市ふれあい緑地指定要綱
	保存樹林地	—	×	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
特別保護地区		×	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
鳥獣保護区		×	○		
特定猟具使用禁止区域（銃）		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）		

表 5.4.1-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	計画地 周辺地域	
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地	×	×	砂防法
	保安林	×	×	森林法
	河川区域	○	○	河川法
	河川保全区域	×	×	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法
	地下水採取規制区域	×	×	工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
○		○	埼玉県生活環境保全条例	
—		○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
土地 利用 関係	市街化区域	×	○	都市計画法
	市街化調整区域	○	○	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法
文化 財保 護法	史跡・名称・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		—	×	東京都文化財保護条例
		×	○	所沢市文化財保護条例
		—	○	入間市文化財保護条例
		—	×	狭山市文化財保護条例
—	○	瑞穂町文化財保護条例		
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法
	景観計画区域 (一般課題対応区域)	—	○	埼玉県景観計画
	景観計画区域 (特定課題対応区域)	—	×	
	景観計画区域 (景観形成推進区域)	—	×	
	景観計画区域 (景観基本軸)	—	○	東京都景観計画
	景観計画区域 (景観形成特別地区)	—	×	
	景観計画区域 (一般地域)	—	×	
	景観計画区域 (住居系市街地景観ゾーン)	×	○	所沢市景観計画
景観計画区域 (商業系市街地景観ゾーン)	×	○		
景観計画区域 (農地・丘陵地景観ゾーン)	○	○		

## 5.4.2 その他配慮事項に係る地域

本事業の計画地及びその周辺地域（計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲）には、表 5.4.2-1 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮事項に係る地域の分布がみられる。

表 5.4.2-1 配慮事項に係る地域の分布状況

区分	配慮事項	計画地及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域には、項目（大気：光化学オキシダント、騒音：自動車騒音、水質：生活環境項目等）によって環境基準を上回る地域が分布する。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	△	計画地を流れる不老川の上流に大森調節池が存在する。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域には湧水が分布する。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により保水機能への影響を及ぼす水田、ため池、農業用水路等は分布しない。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、重要な地形、地質等は分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により影響を及ぼす災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域には環境省レッドリストおよび埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により影響を及ぼす原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、本事業の実施により影響を及ぼす傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観は分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には、屋敷林、社寺林等が分布する。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、すぐれた自然の風景地等は分布しない。
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には、不老川、谷川等の水辺や身近な緑が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	○	計画地及びその周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地が分布する。

環境への 負荷の低 減を旨と して留意 されるべ き配慮事 項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める こと。	○	本事業の実施により廃棄物等が発生する。
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	本事業の実施により温室効果ガス等を排出する。
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	
一般環境 中の放射 性物質に ついて留 意される べき配慮 事項	放射性物質の拡散・流出による影響の回避又は 低減に努めること。	×	計画地及びその周辺地域には、放射性量の高い地 域は分布しない。

○：計画地が該当する

△：計画地は該当しないが周辺地域は該当する

×：計画地及びその周辺地域は該当しない



## 5.5 対象事業の立地回避が困難な理由

---

### 5.5.1 計画地において対象事業を実施することが必要な理由

所沢市は、都心から30km圏内と通勤・通学圏にありながら、恵まれた自然環境や豊富な住宅ストック、生活関連施設や教育文化施設を有しており、全国各地をつなぐ高速交通網までのアクセスも容易であるなど、生活と産業の両立ができる条件が整っている。

しかしながら、市域の約4割の市街化区域のうち、工業系用途地域の占める割合は約3%に過ぎず、市外から企業立地のニーズはあっても十分受け止められていない状況にある。

計画地内には、市街地内の住工混在の解消を目的として、2001年に環境事業団によって、所沢三ヶ島工業団地（約4.3ha）が整備され、地区計画が指定されており、工業団地としての操業環境の形成・維持が図られている。

計画地は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道16号、国道463号に近接し、国道463号と計画地を結ぶ上藤沢・林・宮寺間新設道路の整備事業が実施されていることから、交通の利便性が良く、平坦な土地が広がり、一体的・計画的な産業団地を創出することで、既存工業団地との相乗効果が期待できる。

### 5.5.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は、前項で示したとおり、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道16号、国道463号に近接し、国道463号と計画地を結ぶ上藤沢・林・宮寺間新設道路の整備事業が実施されていることから、交通利便性の高い区域であり、「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」において、「三ヶ島工業団地周辺地区」として、土地利用転換推進エリアに位置づけられている。

また、「所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つである「産業用地創出による産業振興」において、地域経済の活性化を促進するとともに、市域全体の経済活動の活発化や雇用を生み出すことができるとして、この「三ヶ島工業団地周辺地区」を新たな産業用地とすることが掲げられていることから、実施区域の変更は困難である。

## 5.6 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

現時点において、表 5.4.1-1 及び表 5.4.2-1 に示した内容を考慮し、本事業による影響の回避又は低減措置について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 5.6-1 に示すとおりである。

表 5.6-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地に近接して住居等が分布するため、これら住居地域への影響の回避又は低減に努める。なお、一部の項目で環境基準を上回る地域が存在することから、今後の現地調査の状況に応じて、既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努める。</li> <li>計画地内を不老川、谷川が流れているとともに、周辺地域には湧水が分布しているため、これら河川、湧水等への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、計画地内に公園・緑地を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に努める。</li> <li>動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める。</li> </ul>	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、計画地内に公園・緑地を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。</li> <li>各進出企業に対して、積極的な緑化を促し、温室効果ガスの吸収源の増加に努める。</li> </ul>	特になし